

千葉市受動喫煙対策PRステッカー配付実施要領

(目 的)

第1 健康増進法（以下「法」という。）第25条に基づき、受動喫煙の防止に必要な環境を整備し、及び受動喫煙の防止に関する意識を啓発することにより、受動喫煙を防止し、もって市民の健康の増進を図ることを目的に、受動喫煙対策PRステッカー（以下「PRステッカー」という。）の配付及び受動喫煙対策推進施設の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。
- (3) 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (4) 第一種施設 法第28条第5号に規定する第一種施設
- (5) 第二種施設 法第28条第6号に規定する第二種施設

(PRステッカーの配付)

第3 PRステッカー（別紙1から4まで）は、PRステッカーの表示を希望する施設に配付するものとする。

(受動喫煙対策推進施設の登録)

第4 次の各号に掲げる施設の種別に応じ、当該各号に定める要件に該当し、PRステッカーを表示しようとする施設（以下「受動喫煙対策推進施設」という。）は、市長に千葉市受動喫煙対策推進施設登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出して受動喫煙対策推進施設の登録を申請することができる。

- (1) 第一種施設 当該施設の敷地内全て（第二種施設の一部に当該第一種施設がある場合は、当該第一種施設の部分に限る。）を禁煙とした場合
- (2) 第二種施設 当該施設の屋内全てを禁煙とした場合（飲食店（食品衛生法第55条第1項の許可を受けた施設をいう。）にあつては、当該施設の屋内全て及び屋外の客席を禁煙とした場合に限る。）

2 前項の場合において、複数施設を登録しようとする場合は、申請書に「複数施設の申請に係る施設一覧表」（様式第1号の2）を添付することにより一括して市に登録の申請をすることができる。

(登録及び公表)

第5 市長は、第4の規定により申請を受けた場合は、その申請書の記載内容が適切であると認めた施設を受動喫煙対策推進施設として登録する。

2 市長は、前項の登録をしたときは、申請書の記載内容に基づき、当該受動喫煙対策推進施設の施設名、所在地、業種等の登録内容を市ホームページ等で公表するものとする。

(登録の変更)

第6 受動喫煙対策推進施設は、登録内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に千葉市受動喫煙対策推進施設登録変更届出書(様式第2号。以下「変更届出書」という。)を提出するものとする。

2 前項の場合において、複数施設の登録内容を変更しようとする場合は、変更届出書に「複数施設の登録変更届出に係る施設一覧表」(様式第2号の2)を添付することにより一括して市に登録内容の変更を届け出ることができる。

3 前2項の書類の提出があった場合における変更後の内容の登録及び公表に当たっては、第5第1項及び第2項の規定を準用する。

(登録の廃止)

第7 受動喫煙対策推進施設は、第4第1項の各号に定める要件に該当しなくなったとき又は施設を廃止したときは、速やかに市長に受動喫煙対策推進施設廃止届出書(様式第3号。以下「廃止届出書」という。)を提出するものとする。

2 前項の場合において、複数施設の廃止を届け出ようとする場合は、届出書に「複数施設の廃止届出に係る施設一覧表」(様式第3号の2)を添付することにより一括して市に施設の廃止を届け出ることができる。

3 市長は、前2項の規定による書類の提出を受けた場合又は郵送、電話等により、受動喫煙対策推進施設の所在地等の確認ができなかった場合には、第5第1項の規定(第6第3項の規定により準用する場合を含む。)による登録を削除することができる。

(補 足)

第8 この要領に定めるもののほか、PRステッカーの配付及び受動喫煙対策推進施設の登録の実施に関し必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年3月15日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要領の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

4 この要領の施行前に作成されたステッカーで、現に存するものは、なお当分の間、使用することができる。

附 則

1 この要領は、平成30年2月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要領の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

4 この要領の施行前に作成された時間分煙のステッカーで、現に存するものは、令和元年6月30日までの間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、この要領による改正前の第3第2項及び第6の規定により完全分煙の施設として登録を受けた施設は、令和元年6月30日までの間、なお従前の例による。
- 3 この要領の施行前に作成されたステッカーで、現に存するものは、令和元年6月30日までの間、使用することができる。
- 4 市長は、この要領の施行前に登録を受けた施設のうち、令和元年6月30日までの間に、第6の規定に基づく登録変更の届出がない施設については、その登録を削除することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に作成されたステッカーで、現に存するものは、引き続き使用することができる。